

議案第112号

桑名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、桑名市議会の議員報酬の特例に関する条例制定の請求を平成25年12月9日付で受理したので、同条第3項の規定により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成25年12月13日提出

桑名市長 伊 藤 徳 宇

## 桑名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、この条例の施行の日から平成26年12月5日までの間（以下、「特例期間」という。）における議員報酬の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、桑名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年桑名市条例第43号）第2条に定める議長、副議長及び議員に対する議員報酬の支給に当たっては、報酬月額から、報酬月額に100分の15を乗じて得た額に相当する額を減じる。

2 議長、副議長及び議員の期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、特例期間において、前項の規定により算出された額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年12月5日限り、その効力を失う。

## 意見書

平成25年12月9日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、桑名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定について直接請求がありましたので、同条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

地方自治法第74条第1項では、条例の制定又は改廃の直接請求には選挙権を有する者の総数の50分の1以上の署名が必要であると規定されていますが、この度の請求におきましては、必要とされる署名数の2,253人を上回る3,648人の連署をもって請求がなされました。

一方、桑名市議会議員の議員報酬につきましては、平成16年12月の合併以降改正はされておりませんが、その間適宜桑名市特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を尊重してまいりました。

この度の桑名市議会議員の議員報酬の特例に関する条例制定の直接請求につきましては、以上の趣旨と経緯を踏まえ、桑名市議会において慎重なるご審議をいただき、ご判断をお願いいたします。

なお、この条例案には修正すべき部分がありますので、その箇所及び修正内容について、次のとおり意見として付記します。

- 1 第1条中「(以下、「特例期間」という。)」を「(以下「特例期間」という。)」に改めること。
- 2 附則第2項に見出しとして「(この条例の失効)」を加えること。

以上、本議案は、直接請求に付された条例案を、地方自治法の規定にのっとり提出するものであります。

平成25年12月13日

桑名市長 伊藤 徳 宇